

4月から健診が変わります

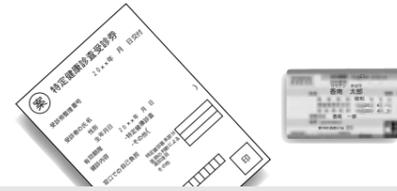
循環器の健診は、4月1日から年齢や保険の区分により「特定健診」と「健康診査」に分かれます。また、受診の仕方は市の集団健診と、市と委託契約をした医療機関で受ける方法があります。健診を受けるときには受診券と保険証が必要です。がん検診は今までどおり市から通知します。受診券や保険証は必要ありません。



問い合わせ
保険医療課 ☎ 57-8510

健診(特定健診・健康診査)を受けるには...

地域の保健センターなどで実施している従来の集団健診、または市が委託契約している医療機関で、健診を受けることができます。受診するには、受診券と保険証が必要です。



特定健診(40~74歳:国保、健保など)



受診券は、それぞれの医療保険者(共済、健保など医療保険の運営団体)から届きます。国民健康保険の加入者とその扶養者には、市の担当から4月中に送付します。

対象者には、3月中に受診の方法について調査を行います。

集団健診を希望する人は、地域で集団健診が実施されるまで受診券を大切に保管しておいてください。実施日が近づきましたら通知します。国民健康保険以外の人は加入先の医療保険者に問い合わせてください。

健康診査(75歳以上:後期高齢者医療保険)



受診券は、生活習慣病で治療中の人を除き、健康診査を希望する人には、後期高齢者医療の担当から4月以降に受診券を送付します。

対象者には3月中に、生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常・脳卒中・心臓病など)で治療中であるか? 健診を受けるかどうかの調査を行います。

受診ができる市内の医療機関

特定健診と健康診査の受診券を送付する際に、3月に決定する市内の医療機関をお知らせします。

市外にも健診ができる医療機関があります。市外の医療機関で受診を希望される場合は、市と委託契約しているか4月以降に問い合わせてください。

あなたが救える未来があります。

知っていたのに...と後悔する前に。



知らせてください。

「子ども」は私たちにとって、希望であり社会の未来です。子どもを取り巻く事件が頻繁に報道されるなか、私たちの身近な所で悲惨な事件が起こっています。傷ついた子どもへの心は、どこかで私たちに訴えかけています。児童虐待は、すべての大人が考えなければならぬ問題です。「よその家のことだから」といって見て見ぬふりをしないで、子どもの様子など異変に気づいたら、すぐに児童相談所などの公共機関に知らせることが大切です。

相談内容やプライバシーは、固く守られます。

市福祉事務所 ☎ 57-8509
福祉事務所は、児童虐待の早期発見、早期対応を図る地域の窓口として家庭相談員を配置し、相談にあたっています。地域で、虐待ではないか?と思われるケースを発見した場合に、ご連絡ください。

市では、香南市要保護児童対策地域協議会を設置し、昨年12月26日に第1回の代表者会議を開催しました。この協議会は、虐待や非行などで保護を必要とする児童に対し、地域の関係機関が協力して情報収集や対策を行うものです。

高知県中央児童相談所 ☎ 088-866-6791
すべての子どもが明るく、すこやかに育つために、子どもの成長・発達・行動・しつけなど、さまざまな問題について、専門の職員が相談に応じています。